



ドラレコ協定の締結

平成26年8月1日

(一社)滋賀県トラック協会

「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定」の締結

～ 締結式7月24日(木) ～

昼夜、地域を問わず事業を展開している当協会加盟の事業用自動車に搭載されているドライブレコーダーが、交通事故や各種犯罪の未然防止に寄与するとともに、各種犯罪が発生した際の現場の状況など、まさしく、県民の安全・安心に資する多くの参考情報を記録する機会があるので、映像情報を円滑に提供するため、この度滋賀県警察本部長から協定の締結による協力体制の確保について依頼がありました。

そこで、本年7月24日(木)午前11時から滋賀県警察本部において、田中会長と山本滋賀県警察本部長との間で別添のとおり締結されました。

今回締結した団体は、

- (一社)滋賀県トラック協会
- (一社)滋賀県バス協会
- (一社)滋賀県タクシー協会
- 総合警備保障(株)滋賀支社

の4者です。

協定内容に関するお願い

- 1 警察本部から依頼のあったときは、加盟事業者の使用に係るドライブレコーダーの事故・事件等に関する記録データの提供をお願いします。
- 2 記録データが失われる可能性がある場合は、警察本部は滋賀県トラック協会を通じて加盟事業者からドライブレコーダーの記録データの保存を依頼してきますのでよろしくお願いします。
- 3 トラック協会の執務時間外に記録データの保存等を依頼する緊急の必要があるときは、警察本部(警察署)から加盟事業所へ直接依頼してきますので対応をお願いします。
この場合は、後日速やかに警察本部から滋賀県トラック協会へ連絡することとなっています。
- 4 その他細目的事項については、別添「ドライブレコーダーの記録提供に関する細目的事項」に記載しています。

ドライブレコーダの記録データ提供に関する協定

一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「甲」という。）と滋賀県警察（以下「乙」と言う。）は、甲に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という。）の使用に係る車載式交通事故記録装置（以下「ドライブレコーダ」という。）の記録データ（画像、映像及び音声等による車両の運行記録をいう。以下同じ。）の乙への提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、加盟事業者の使用に係るドライブレコーダの記録データを、乙の事故事件等（重大な交通事故及び犯罪をいう。以下同じ。）の捜査に活用するために必要な事項を定め、もって県民生活の安全・安心に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲は、乙の求めに応じ、加盟事業者の使用に係るドライブレコーダの事故事件等に関する記録データを提供するものとする。

2 乙は、記録データの提供を受けるまでの間に、事故事件等に関する記録データが失われる可能性がある場合は、甲に対し、加盟事業者の使用に係るドライブレコーダの記録データの保存を依頼することができる。

3 前項にかかわらず、甲の執務時間外に記録データの保存等を依頼する緊急の必要がある場合は、乙は、甲の加盟事業者に直接依頼することができるものとする。この場合において、乙は、速やかに当該依頼を行った旨を甲に連絡するものとする。

4 乙は、甲から提供を受けた記録データを前条の目的以外に使用しないものとする。

5 乙は、甲からの提供を受けた記録データを適正に管理するものとする。

(細目的事項)

第3条 この協定の実施に関し必要な細目的事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年8月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

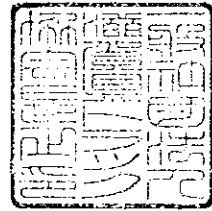
平成26年7月24日

甲 一般社団法人滋賀県トラック協会

会長

田 中 亨

亨



乙 滋賀県警察本部長

警視長

山 本 仁

仁



ドライブレコーダの記録提供に関する細目的事項

一般社団法人滋賀県トラック協会（以下「甲」という。）と滋賀県警察（以下「乙」という。）は、平成26年7月24日両者が締結したドライブレコーダの記録データ提供に関する協定（以下「協定」という。）第3条の規定に基づき、細目的事項を次のとおり定める。

第1 協定第2条第1項関係

1 対象となる記録データ

協定第2条第1項により、乙に提供される記録データは、事故事件等の捜査のために必要と認められるものに限るものとする。

2 記録データの有無の照会等

- (1) 警察署長及び警察本部の事件主管課長（以下「警察署長等」という。）は、甲に対し、ドライブレコーダ記録データ照会書（別記様式）により、捜査のため必要な記録データの特定に足りる事項を示して、該当するデータの有無について照会する。
- (2) 警察署長が前号の規定による照会を行うときは、警察本部の事件主管課（以下「主管課」という。）を経由するものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、甲の執務時間外又は警察署長が主管課を経由した照会をするいとまがないときは、警察署長は、加盟事業者に対し口頭により照会することができるものとする。この場合において、警察署長は事後速やかに当該照会に係る照会書を、主管課を経由して甲に送付するものとする。
- (4) 前号にかかわらず、警察署長等は、捜査に必要な記録データを特定するために、警察官によるデータの閲覧・検索が必要な場合は、甲に対し、警察官による閲覧を依頼することができるものとする。

3 記録データの提供依頼

警察署長等は、第2条第1号の照会又は第4号の閲覧・検索の結果、捜査に必要な記録データがあると判断した場合は、甲を窓口として、加盟事業者

に対し、適正な捜査手続きにより当該データの提供を求めるものとする。この場合において、当該捜査手続きの名宛人は加盟事業者とする。

4 記録データの提供方法等

記録データの提供方法等については、その都度、加盟事業者と警察署長等が協議して決定するものとする。

第2 協定第2条第2項関係

協定第2条第2項に規定する記録データの保存依頼は、警察署長等がその必要性を判断し、口頭により甲に対して依頼するものとする。

第3 協議

この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

平成26年8月1日